

お預かり資産の保護について

1. 投資者のお預かり資産の保護とは、証券会社の破綻時ににおいて証券会社に顧客として預けた有価証券や金銭が確実に証券会社から返還されること、または返還がうまくいかなかった場合に補償をすることです。

2. 顧客資産の分別保管

証券会社は顧客から預かった有価証券や金銭は、「顧客資産」として証券会社自身の保有する有価証券や金銭とハッキリ分別して保管することが金融商品取引法で義務づけられています（これを分別保管といいます）。

3. 具体的な分別保管の方法

「お客様有価証券」と証券会社自身が保有する「個有有価証券等」の保管場所を明確に区分し、「お客様有価証券」についてはどのお客様の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管されます。また、お客様が預けた現金、売却代金、配当金等については、それらの合計額から買い付けにあたつて証券会社が立て替えた金額などを控除した額が顧客分別金として信託会社等に信託することが義務づけられています。

4. 日本投資者保護基金

証券会社におきましては、「分別保管」制度によりお客様の資産は充分に保全されておりますが、万一お客様の返還に滞りが生じた場合に備え、投資者保護基金を設立しており、お客様資産（分別保管の対象とならない取引等を除く）に対し、1人当たり1000万を限度に保護しております。（弊社は日本投資者保護基金に加入しております。）

証券会社は分別保管について金融庁等の検査を受けております。

以上